

## 第12章 事後調査

### 12.1 環境影響評価法に基づく事後調査

環境影響評価法に基づく事後調査の内容を表 12.1-1 に示します。

なお、表 12.1-1 に示す以外の項目については、採用した予測手法の予測精度、採用した環境保全措置の効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき効果の不確実性が小さいことなどから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

表 12.1-1 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容	実施主体
	環境要素の区分	影響要因の区分				
動物	重要な種及び注目すべき生息地	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置	環境保全措置の内容をより詳細なものにするため	ミゾゴイ、オオタカ、サシバ、フクロウの生息状況の確認調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査時期 工事中（着工前含む）の調査対象の繁殖期間を基本とする。</li> <li>○調査地域 調査対象の繁殖への影響が及ぶと予測される地域</li> <li>○調査方法 直接観察による生息状況の確認</li> </ul>	事業者
植物	重要な種及び群落	道路（地表式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置	環境保全措置は、既存の知見及び事例、専門家等の意見を参考に実施するが、「重要な植物種の移植」については、環境保全措置の内容をより詳細なものにするため	移植した植物の生育状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査時期 工事中を基本とし、各種の生活史及び生育特性等に応じて設定する。</li> <li>○調査地域 移植を講じた植物の移植先生育地</li> <li>○調査方法 移植個体の生育状況（株数、形状・植物高、開花・結実状況等）、並びに生育環境の状況の確認</li> </ul>	事業者